

○松本市創業支援事業補助金交付要綱

平成15年3月31日

告示第120号

(目的)

第1条 この要綱は、本市における商業の振興を図るため、新規開業者等の創業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届」という。）を提出し、市内で新たに事業を開始すること。

イ 市内で新たに会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下これを「会社等」という。）を設立し、事業を開始すること。

ウ 会社等が定款上で定める事業を廃止し、当該定款に規定した上で、市内で新たな業種の事業を開始すること。

(2) 新規開業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業を営んでいない個人であって、次のいずれかに該当するもの

（ア）これから前号ア又はイのいずれかに規定する創業をするもの

（イ）第5条に規定する交付の申請時において、前号アに規定する創業後6月又は会社等であって創業後1年を経過していないもの

イ 移住者であって、次のいずれかに該当するもの

（ア）これから前号ア又はイのいずれかに規定する創業をするもの

（イ）第5条に規定する交付の申請時において、前号アに規定する創業後6月又は会社等であって創業後1年を経過していないもの

ウ 事業を営んでいる個人又は会社等であって、次のいずれかに該当するもの

（ア）現に営んでいる事業を廃止し、前号に規定する創業をするもの

（イ）第5条に規定する交付の申請時において、前号に規定する創業をするまでに営んでいた事業を廃止し、かつ、前号に規定する創業をした後6月（会社等にあつては1年）を経過していないもの

(3) 移住者 次の掲げる要件を満たす者をいう。

ア 市外から転入した後1年6月以内の者

イ 転入する日前までに、連続して3年以上の期間にわたって市外に居住していた者

(4) 店舗等 次に掲げる要件を満たす物件をいう。

ア 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（駐車場等土地のみの物件を除く。）

イ 賃貸人が、補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）の2親等以内の親族若しくは生計を一にする者又は補助対象者が役員を務める会社等でない物件

ウ 賃貸人が、補助金の交付を受けようとする会社等の役員又は従業員でない物件

エ 転貸物件の場合、契約書等で転貸が認められている物件

オ 店舗併用住宅の場合、事業に係る部分と居住に係る部分が明確に分けられる物件の事業に係る部分

(5) 制度資金等 次に掲げる資金又は融資をいう。

ア 松本市商工業振興条例施行規則（昭和59年規則第28号）第11条に規定する創業支援資金

イ 長野県の中小企業融資規程（平成26年3月24日25経第213号）第3条第4号アに規定する信州創生推進資金（創業支援向け）

ウ 株式会社日本政策金融公庫の融資

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、新規開業者等で次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 原則として松本商工会議所又は松本市波田商工会の起業指導を修了していること。

(2) 個人事業主にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) 会社等にあつては、市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 営業に必要な許可等を取得（見込みを含む。）していること。

(6) 2年以上継続して営業することが見込まれること。

(7) 会社等でないこと（利子補給の場合）。

(8) 事業を営んだ経験のある移住者でないこと（利子補給の場合）。

(9) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに規定する事業の形態及び規模に該当すること。

(10) 創業した後において、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種のうち、市長が補助対象事業として適当と認めている業種を営むことが見込まれること。

(11) 申請する日の属する年度から遡って過去5年以内の年度に本要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助区分等）

第4条 補助金の補助区分、補助対象経費等は、次のとおりとする。

補助区分	補助対象経費	補助額	補助期間
新規開業家賃補助	補助対象者が、市内の店舗等を賃借して創業する場合の店舗等賃借料（消費税及び地方消費税を含む。）。ただし、共益費、駐車場料等を除く。	10分の3以内の額（限度額 月額8万円）。ただし、13月以降は10分の2以内の額（限度額 月額6万円）	24月を限度とする。
新規開業支援利子補給	補助対象者が、市内に創業するために融資を受けた制度資金等の利子	利子相当額。ただし、13月以降は利子相当額の3分の2以内の額	

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、松本市創業支援事業補助金（家賃補助）交付申請書（様式第1号）又は松本市創業支援事業補助金（利子補給）交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、対象年度ごとに市長に申請するものとする。ただし、年度内に補助期間が12月を超える場合には、当該年度における申請を12月までの補助金に係るものと13月以後の補助金に係るものとに分けて市長に申請するものとする。

- （1）住民票の写し（会社等の場合は代表者のもの）
- （2）開業届の写し（個人事業主の場合）
- （3）定款の写し（会社等の場合）
- （4）登記事項証明書（会社等の場合）
- （5）営業許可証（許認可を必要とする業種の場合）
- （6）創業計画書
- （7）履歴書（会社等の場合は代表者のもの）
- （8）戸籍の附票その他の移住者に係る要件を満たしていることが確認できる書類（移住者の場合。ただし、新規開業者等に該当する場合を除く。）
- （9）転入する前に居住していた市区町村での税金に滞納がないことが確認できる書類（移住者の場合）
- （10）店舗等の賃貸借契約書の写し（家賃補助の場合）
- （11）制度資金等の毎月の返済額、利息の内訳、借入金残額等がわかる書類の写し（利子補給の場合）
- （12）その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類のうち、市長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

(交付決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合は、市長は、その内容の審査及び現地調査その他の必要な調査を行い、松本商工会議所又は松本市波田商工会への意見聴取を経た後に、補助金交付の可否を決定するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、第5条の申請事項に変更が生じたときは、遅滞なく松本市創業支援事業補助金交付変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(交付時期)

第8条 市長は、第6条の規定により決定した補助金を、年度ごとに4回を限度として、分割して交付することができる。

(補助金の請求)

第9条 決定者が補助金の請求をしようとするときは、請求書を市長に提出するものとする。

(実績報告書)

第10条 決定者は、毎年度3月末までに規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる事類を添付して、対象年度ごとに市長に提出するものとする。

(1) 店舗等賃借料の支払いを証明する書類（家賃補助の場合）

(2) 利子支払いを証明する書類（利子補給の場合）

(3) その他市長が必要と認める書類

(重複助成の排除)

第11条 この補助金は、他の条例、規則等により助成対象となった経費については、重複して交付しない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に開業した者の新規開業家賃補助に関する特例)

2 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に開業し、新規開業家賃補助の補助金交付決定を受けた者に対する補助額の適用については、第4条の表中「10分の3」とあるのは「10分の6」と、「8万円」とあるのは「16万円」とする。

(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開業する者の新規開業家賃補助に関する特例措置)

- 3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開業する者の新規開業家賃補助の補助額の適用については、第4条の表中「10分の3以内」とあるのは「10分の5以内」と、「8万円」とあるのは「14万円」とする。

（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開業する者の新規開業家賃補助に関する特例措置）

- 4 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開業する者の新規開業家賃補助の補助額の適用については、第4条の表中「10分の3以内」とあるのは「10分の4以内」と、「8万円」とあるのは「12万円」とする。

附 則（平成17年3月7日告示第39号）抄
（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第125号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月25日告示第558号）
この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日告示第398号）
（施行期日）

- 1 この告示中第1条の規定は平成24年7月6日（以下「施行日」という。）から、第2条の規定は平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定は、平成23年5月27日以後に交付決定を受けた者から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第110号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和2年6月30日告示第240号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和3年3月31日告示第204号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第144号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和5年3月30日告示第112号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月29日告示第19号)

(施行期日)

- 1 この告示中第3条第1号及び第6条の改正は令和6年2月1日から、第1条、第2条、第3条第3号及び第7号、第4条並びに第5条の改正並びに様式第1号、様式第2号及び様式第3号の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の松本市創業支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第6条の規定は、令和6年2月1日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和6年6月28日告示第395号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以

下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月24日告示第131号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市創業支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

様式第1号(第5条関係)

松本市創業支援事業補助金(家賃補助)交付申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者 住所

(法人名)

氏名

松本市創業支援事業補助金(家賃補助)_____円を交付されるよう、下記のとおり申請します。

記

1 店舗等の所在地	松本市		
2 店名(屋号)等	(TEL _____)		
3 創業年月日	年 月 日		
4 業種と事業内容			
5 賃貸契約の内容	賃 貸 人	住所	
		氏名	
	賃借料 月額		円(税込)
6 補助対象期間	年 月 支払分 ～ 年 月 支払分		

※ 補助対象期間は、賃借料を実際に支払う月を記入してください。

【税情報の閲覧に関する同意欄】

当該補助金の交付申請に当たり、個人又は法人に関する税情報を閲覧することに同意します。

申請者 氏名(代表者名) _____

法人名 _____ 印(法人のみ)
※法人の場合は、法務局登録印を押印してください。

様式第2号(第5条関係)

松本市創業支援事業補助金(利子補給)交付申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者 住所

氏名

松本市創業支援事業補助金(利子補給)_____円を交付されるよう、下記のとおり申請します。

記

1 資金名					
2 融資額					
3 融資日					
4 利子	補助 対象期間	(自)	年 月 日支払分		
		(至)	年 月 日支払分		
	支払い利子額		円	利率	%
5 補給申請額			円		
6 金融機関名					

※ 補助対象期間は、利子を実際に支払う年月日を記入してください。

【税情報の閲覧に関する同意欄】

当該補助金の交付申請に当たり、個人に関する税情報を閲覧することに同意します。

申請者氏名_____

様式第3号(第7条関係)

松本市創業支援事業補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者 住所

(法人名)

氏名

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった松本市創業支援
事業を、下記のとおり変更・中止したいので、承認してください。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）